

○熊本大学学術リポジトリ運用指針

平成 18 年 4 月 18 日
附属図書館運営委員会制定
令和 5 年 3 月 24 日 一部改正

(目的)

1. 熊本大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、熊本大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）が、熊本大学（以下「本学」という。）において作成された学術研究成果（電子的形態で作成され、ネットワークを通じて発信できるものに限る。以下同じ。）を収集し、恒久的な蓄積・保存を進め、学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に寄与するとともに、社会に対する貢献を果たすことを目的とする。

(登録)

2. リポジトリに登録する学術研究成果の範囲は、別表のとおりとする。ただし、本学に所属する者がその主要部分を作成したのものに限る。

3. リポジトリに学術研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する又は在籍したことのある教職員及び大学院生
- (2) 本学の部局・センター・研究室等の各組織又はそれらを母体とする団体
- (3) その他附属図書館長が登録を認めた者

4. 登録者は、リポジトリの登録システムを通じて、自らが作成した又は作成に関わった学術研究成果を登録することができる。なお、登録者は、当該登録の代行を附属図書館に依頼することができる。

5. 附属図書館は、登録された学術研究成果について、当該学術研究成果のタイトル、著者、抄録等からなるメタデータをリポジトリに登録するものとする。

(登録された学術研究成果の利用)

6. 附属図書館は、学術情報流通及びデータ活用を促進するため、以下の方法により、リポジトリに登録された学術研究成果を利用する。

- (1) 当該学術研究成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて(1)の複製物を不特定多数に無償で公開（送信）する。
- (3) 保存及び利用可能性の維持のための複製・媒体変換を行う。

(著作権と利用許諾)

7. 学術研究成果の著作権が登録者のみに帰属している場合は、登録者は、附属図書館に対し5.に掲げた利用を無償で許諾（以下「利用無償許諾」という。）するものとする。

8. 学術研究成果の著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合は、登録者は、附属図書館に対し利用無償許諾することについて、著作権者から同意を得なければならない。

9. 学術研究成果の著作権が登録者以外に帰属している場合は、登録者は、附属図書館に対し、利用無償許諾することについて、著作権者から同意を得なければならない。ただし、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合は、この限りではない。

10. 学術研究成果がリポジトリに登録された後も、著作権は附属図書館に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

(公開の解除)

11. 附属図書館は、以下の場合に、リポジトリに登録された学術研究成果の公開を解除することができる。

(1) 登録者が、理由を付して公開の解除申請を行い、それを附属図書館長が承認した場合

(2) 公序良俗に反する、盗用・剽窃による成果である、または内容が著しく不適切である等の理由により、附属図書館長が公開の解除を決定した場合

(利用条件の説明)

12. 附属図書館は、学術研究成果の公開にあたり、利用者に対してリポジトリの利用条件を周知しなければならない。

(免責事項)

13. リポジトリに係る学術研究成果の登録、公開又は利用によって生じた損害について、本学は一切責任を負わないものとする。

附 則

この指針は、平成18年4月18日から施行する。

附 則

この指針は、令和5年3月24日から施行する。

別表

学術研究成果の範囲	説 明
学術雑誌論文	学術雑誌に掲載された論文
学位論文	博士論文等
紀要論文	紀要等に掲載された論文
会議発表論文	会議の報告等に掲載された論文
会議発表用資料	会議で発表されたプレゼンテーション資料、ポスター、口頭発表資料等
図書	図書の全体又は一部等
テクニカルレポート	テクニカルレポート、ディスカッションペーパー、ワーキングペーパー等の機関発行の報告書
研究報告書	科研費等、及び研究助成金による学術研究成果の報告書
一般雑誌記事	学術論文以外の記事
プレプリント	査読前論文
教材	授業等で用いる資料
データ・データベース	実験記録等のファクトデータ、及びそれらの集合からなるデータベース等
ソフトウェア	ソースコード（テキスト）またはコンパイルされた形式のコンピュータプログラム
その他	上記以外で1.の目的を満たすもの